

—— 重要事項説明書

# 乳がん・子宮頸がん・子宮体がん 再発保障保険

2021年8月版

## 重要事項説明書をお読みいただく前に

この文書は次の内容が記載されています。

### 重要事項説明書

①重要事項説明書はお申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」および特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。

② 主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された重要な情報が記載されておりますので、必ずお読みください。

③お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細については「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

「ご契約のしおり・約款」はMICIN少額短期保険株式会社のウェブサイトに掲載されておりますのでご確認ください。

少額短期保険のお手続き、ご契約内容、保険金・給付金のお支払いなどに関するご相談、ご質問、苦情については、カスタマーセンターやマイページを通じてお問い合わせください。  
営業時間については、MICIN少額短期保険株式会社のウェブサイト (<https://micin-insurance.jp>) をご覧ください。

# 0120-851-007

受付時間:平日10:00～18:00 (土日祝・年末年始を除く)

---

## 目次

---

### 重要事項説明書

#### 契約概要

1.商品のしくみについて	3
2.保障内容について	3
3.保険契約の更新について	5
4.保険料について	6
5.解約と解約返戻金について	7
6.契約者配当と契約者貸付について	7
7.保険料払込免除の取扱いについて	7

#### 注意喚起情報

1.保険期間と保険期間の始期について	8
2.告知義務について	9
3.保険金・給付金をお支払いできない場合について	9
4.保険料の払込猶予期間について	10
5.保険会社へ通知が必要な場合について	11
6.個人情報の取扱いについて	11
7.保険期間中の契約条件の見直し	11
8.クーリング・オフについて	12
9.少額短期保険業にかかる保険金額について	12
10.保険契約者保護機構・指定紛争解決機関について	12
11.ご相談・苦情・問い合わせについて	13

# 契約概要

## 1.商品のしくみについて

- ・「乳がん・子宮頸がん・子宮体がん再発保障保険」は、過去に乳がん・子宮頸がん・子宮体がんにかかった方を対象に、がん（一部のがんや上皮内がんを除きます。）が再発したとき、新たながんに罹患したときにがん診断給付金を、また、死亡されたとき、高度障害状態になられたときに死亡・高度障害保険金をお支払いする保険期間1年の保険です。
- ・ 契約年齢が満20歳から満69歳の女性がお申込みいただけます。
- ・ がんの手術から6か月経過でお申込みいただけます。（手術を受けていることがお申込みの条件となります。現在、術後治療で通院されている方も、お申込みいただけます。）  
※「がんの手術」とは、がんや、がんのある臓器を取り除くことを目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加える診療行為のことを指します。
- ・ 本商品は、契約者と被保険者は同一人の場合のみお申込みいただけます。
- ・ がん診断給付金のお支払い後は、死亡・高度障害保険金の保障のみとなり、死亡・高度障害保険金の保険料を払込みいただきます。

## 2.保障内容について

- ・ 保険金・給付金に応じた、支払事由と主な免責事由は以下のとおりです。

名称	支払事由	支払額	お支払限度	受取人
がん診断給付金	被保険者が、がん診断給付責任開始日以後の保険期間中に次のいずれかに初めて該当したとき (1) 保険契約前に罹患していたがん（乳がん、子宮頸がん、子宮体がん）が再発と診断確定されたとき (2) 新たに所定のがんと診断確定されたとき	80万円	1回	被保険者

### 免責事由

※以下の項目のいずれかに該当する場合は給付金をお支払いできません。

- (1) 上皮内がん（乳房・膀胱などの非浸潤がん、非侵襲がん、大腸の粘膜内がんなど）
  - (2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
  - (3) 初めて罹患したがんが乳がんの方で、以下に該当する方
    1. 同側の乳房内、皮膚を含む胸壁における再発と診断確定されたとき
    2. 同側の腋窩リンパ節、鎖骨上リンパ節、胸骨傍リンパ節における再発と診断確定されたとき
  - (4) 初めて罹患したがんが子宮頸がん、子宮体がんの方で、以下に該当する方
    1. 子宮頸部、子宮体部、子宮内膜、腔壁、子宮傍組織における再発と診断確定されたとき
    2. 子宮摘出後に、子宮があった場所と同じ部位における再発と診断確定されたとき
- ※遠隔転移を伴う場合は、(3) (4) でも給付対象です。  
遠隔転移とは、保険契約前に罹患したがんが、肺、肝臓、脳、骨など全身の臓器に移動し、成長することをいいます。

※上記免責事由について詳しくは「がん診断給付金をお支払いしない場合について」をご覧ください。

名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	100万円 200万円 300万円 のいずれか	死亡保険金 受取人
高度障害保険金	被保険者が、保険期間中に発生した傷害 または発病した疾病を直接の原因として 高度障害状態になったとき	100万円 200万円 300万円 のいずれか	被保険者

死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、この保険契約は消滅します。

高度障害状態とは、次の状態をいいます。詳細についてはご契約のしおり・約款をご覧ください。

高度障害状態
(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの*4

免責事由
※以下の項目のいずれかに該当する場合は保険金をお支払いできません。
<b>【死亡保険金】</b> (1) 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者が被保険者さまを故意に死亡させたとき (3) 保険金・給付金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき (4) 被保険者の犯罪行為、精神障害を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故
<b>【高度障害保険金】</b> 契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態になったとき

# 契約概要

## 3. 保険契約の更新について

- ・ 保険期間が満了する場合、保険期間満了日の1か月前までに保険契約を更新しない旨をご契約者さまが会社へ通知しない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日に自動更新されるものとし、この日を更新日とします。
- ・ 会社は保険期間満了日の3か月前までに、ご契約者さまへ更新案内（契約が無選択で更新する旨の案内）を通知します。
- ・ 更新日における被保険者さまの年齢が80歳を超えるときには、更新できません。次回の更新日における被保険者の年齢が80歳を超える場合は保険期間満了を通知します。

### 契約後、更新するまでの流れ

（例）契約日が2020年10月1日の場合



\* がん診断給付責任開始日は、責任開始日からその日を含めて91日目とします。

### ※重要（保険契約情報について）※

契約更新の際は、必ず登録情報（住所など）をご確認いただき、必要に応じて変更のお手続きをお願いします。正しい情報が登録されていない場合、当社からの通知が届かない場合があります。

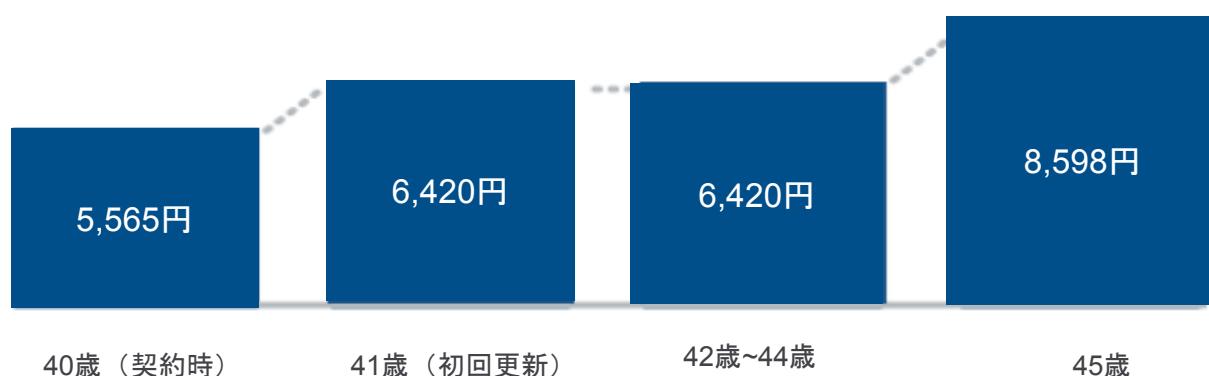
# 契約概要

## 4.保険料について

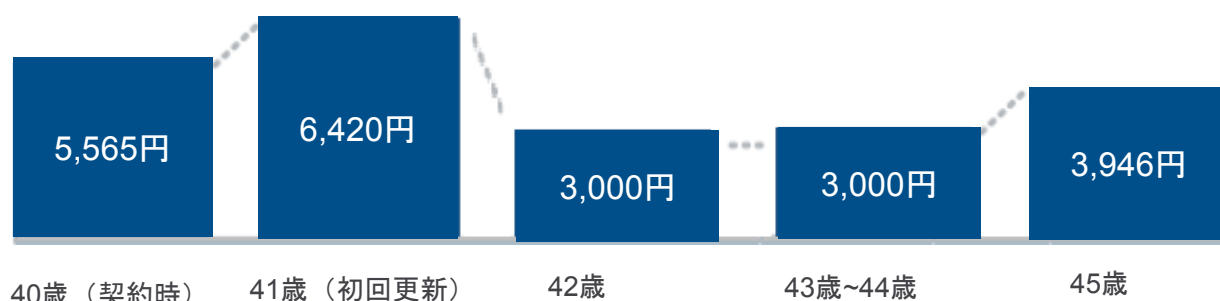
- ・ 保険料の払込方法は月払のみです。
- ・ 契約初年度の保険料は年齢・初めて罹患されたがんの種類・ステージによって異なります。
- ・ 更新された場合の保険料は、更新時の被保険者さまの年齢、初めて罹患したがんの種類・ステージおよび保障内容によりあらためて計算します。
- ・ がん診断給付金をお支払いした後の保障内容は、死亡保険金・高度障害保険金のみとなり、保険料が変更となります。
- ・ 保険料の払込方法は、クレジットカード・デビットカードまたは、その他当社が定める決済手段とします。なお、デビットカードについては、当社で利用可能なクレジットカード会社と提携されたものでない場合、ご利用できない可能性があります。詳細は、カード会社へお問い合わせください。

### ◆保険料が変更となる例◆

- ・ 子宮頸がん（ステージⅠ）罹患後に40歳で契約し、がん診断給付金請求が無く、45歳まで更新した場合



- ・ 子宮頸がん（ステージⅠ）罹患後に40歳で契約し、42歳でがん診断給付金請求後、45歳まで更新した場合



- ・ 更新後、保険契約確認証の内容を更新し、ご契約者さまに交付します。（電磁的方法を含む）

---

# 契約概要

## 5. 解約と解約返戻金について

- ・ ご契約者さまは、将来に向かって保険契約を解約することができます。
- ・ 解約の取消しをすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本商品には、解約返戻金はありません。

## 6. 契約者配当と契約者貸付について

- ・ 本商品は無配当の保険です。契約者貸付の制度もありません。

## 7. 保険料払込免除の取扱いについて

- ・ 本商品は保険料払込免除の取扱いはありません。



# 注意喚起情報

## 1. 保険期間と保険期間の始期について

- ・ 契約上の保障が開始する日は、契約のお申込みを承諾した日の属する月の翌月1日となり、その日が契約日となります。
- ・ 保険期間は、契約日から起算して1年間です。契約日が責任開始日となり、この日から保障は開始されます。ただし、がん診断給付金の責任開始日は本来の責任開始日からその日を含めて91日目です。

### お申込みから保障開始までのスケジュールについて

※下記スケジュールは一例です。お申込日などにより下記スケジュールとは異なる場合がありますので、ご注意ください。

- ・ 申込書と告知書は提出済みだが、診断書だけ別々に提出されたケース  
「クレジットカード」による、保険料の払込み（カード決済が毎月1日のクレジットカードの場合）



・ 上記スケジュールは、ご提出いただいた書類の状況により、保険会社からの通知などが前後しますので、あらかじめご了承ください。

・ 申込書、告知書、診断書の提出を当社で確認でき次第、審査を進めさせていただきます。

※契約日以後、がん診断給付責任開始日より前に支払事由に初めて該当した場合、がん診断給付金のお支払いの対象にはなりません。その場合、次のいずれかをご契約者さまに選んでいただきます。

(ア)がん診断給付後の保険料を適用し、死亡・高度障害保険金の保障のみ継続する

(イ)この保険契約を無効とし、支払事由に初めて該当するまでに払い込まれた保険料を契約者に返金する

# 注意喚起情報

## 2.告知義務について

- ・ 契約に関する書類は、ご契約者さま・被保険者さまによって正しくご記入ください。  
電子媒体によるお申込みの場合は、ご契約者さま・被保険者さまによって正しくご入力ください。  
万が一、ご本人さま以外の方がお申込みしたことが判明した場合、契約を取り消す場合があります。
- ・ 告知書（または告知画面）には、過去に罹患した悪性新生物に関する病歴、治療歴などについて、当社が告知書などでおたずねすることについて、正しく事実をお伝え（告知）ください。
- ・ お申し込みの際には告知事項のご入力（ご提出）に加え、**過去に悪性新生物に罹患されたことを証明する当社所定の診断書が必要になります**。お申込みの際は、お早めに医療機関にてご証明いただいた診断書のご提出をお願いいたします。
- ・ 当社の少額短期保険募集に関して、保険媒介者（＝お客さまと当社の契約締結の媒介を行うことができる者）は、契約締結の代理権・保険料受領権および告知受領権はありません。
- ・ ご契約者さま、または被保険者さまが、故意または重大な過失によって、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ・ また、会社は保険金・給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金・給付金をお支払いしません。なお、すでに保険金・給付金をお支払いしていたときは、保険金・給付金の返還を請求することができます。

## 3.保険金・給付金をお支払いできない場合について

- ・ 責任開始日前に、この保険の支払事由で定めるがんと診断確定されていた場合
- ・ 告知義務違反が判明し、保険契約が解除となった場合
- ・ 保険金・給付金の請求事由が、当社の定める免責事由に該当した場合

### ※重要（子宮頸がんについて）※

子宮頸がんは、軽度異形成・中等度異形成・高度異形成や上皮内がんもご加入いただけますが、軽度異形成・中等度異形成・高度異形成・上皮内がんはお支払いの対象とはなりませんのであらかじめご了承ください。

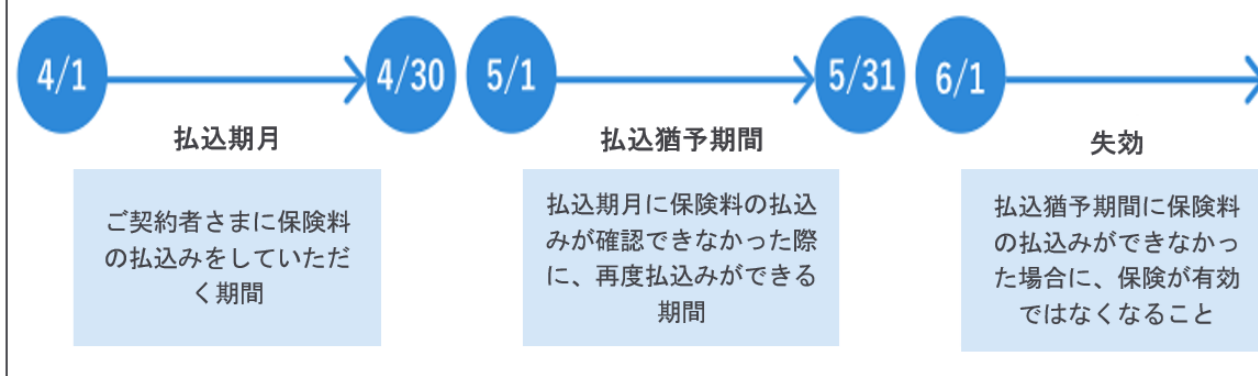
- ・ 保険金・給付金を不当に取得する目的で保険契約が締結され、保険契約が無効となった場合
- ・ 保険契約が失効した場合
- ・ お客さまが保険契約を解約した後、解約日以降に保険金・給付金の請求事由が発生した場合
- ・ 保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人の方に詐欺行為があった場合やご契約者さま、被保険者さま、および保険金・給付金受取人の方が会社の定める反社会的勢力に該当すると認められる場合など、重大事由によりご契約が解除となった場合

# 注意喚起情報

## 4.保険料の払込猶予期間について

- ・ 保険料の払込猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。この期間内に保険料の払込みがない場合は、保険契約は失効します。
- ・ 保険契約が失効した場合は、復活はできません。あらためてご契約のお手続きをお願いします。

### 失効するまでの例（払込期月が4月の場合）



- ・ クレジットカード・デビットカードの引き去り不能等により1か月分の保険料の払込みがなかった場合、次回請求時に2か月分の保険料を請求させていただきます。2か月分の保険料の引き去りがなかった場合、猶予期間の終了となり、保険契約が失効となりますのでご注意ください。
- ・ 本商品は復活の取扱いはありません。

# 注意喚起情報

## 5. 保険会社へ通知が必要な場合について

- ・ ご契約内容に変更が生じた場合（住所やメールアドレスの変更など）は、遅滞なく当社まで電磁的方法により通知してください。
- ※ご契約者さまが、住所変更などがあつたにもかかわらず、当社に通知しなかったことにより当社がご契約者さまへ通知できない場合には、当社が最後に知ったご契約者さまの住所などへ通知を発した時をもってご契約者さまへ通知が到達したものとします。
- ・ 保険金・給付金は、受取人の方からのご請求が必要です。ご請求いただける支払事由が発生した場合は、お早めに当社までご連絡ください。
- ※特別な事情があり、受取人ご本人さまからご請求することができない場合、内容を確認したうえで代理人さまからご請求対応が可能な場合もありますので、当社までご相談ください。

## 6. 個人情報の取扱いについて

- ・ 当社は、お客さまの個人情報を、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。
- (1) 保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
  - (2) 当社または関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
  - (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - (4) 再保険契約の締結・再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
  - (5) その他、保険に関連・付随する業務その他、保険に関連・付随する業務

※個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先など詳細については、当社のウェブサイトのプライバシーポリシー(<https://micin-insurance.jp/privacy>)にてご確認ください。

## 7. 保険期間中の契約条件の見直し

- ・ 保険金・給付金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、会社は、会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金・給付金の減額（「契約条件の見直し」といいます。）を行うことがあります。
- ・ 契約条件の見直しを行うときは、会社は、変更後の契約条件およびその他必要な事項を契約者に通知します。

# 注意喚起情報

## 8.クーリング・オフについて

- ・本商品は、保険期間が1年以下であるため、クーリング・オフの対象としません。

## 9.少額短期保険業にかかる保険金額について

- ・少額短期保険業では、次のとおり保険の区分に応じて1被保険者について引受ける保険金額の上限が設けられています。なお、1～6の保険の保険金額の合計額は1,000万円が上限となります。

保険区分	引受上限保険金額
1.死亡保険	300万円以下
2.医療保険（傷害疾病保険）	80万円以下
3.疾病などを原因とする重度障害保険	300万円以下
4.傷害を原因とする特定重度障害保険	600万円以下
5.傷害死亡保険	傷害死亡保険は、300万円以下 （調整規定付き傷害死亡保険は、600万円以下）
6.損害保険	1,000万円以下
7.低発生率保険	1,000万円以下

## 10.保険契約者保護機構・指定紛争解決機関について

- ・当社は少額短期保険会社であるため、万が一当社が破たんした場合でも、保険契約者保護機構によるご契約者さまに対する保護はありません。また、この保険契約は保険業法上、保険契約者保護機構の補償対象にはなりません。  
ただし、ご契約者さまの保護を図るため、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に供託することが義務づけられています。
- ・当社はお客さまからお申出いただいた苦情などにつきまして、真摯な対応に努めます。お客さまの必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」をご利用頂くことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

### <お問い合わせ先>

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

[受付時間]8：00～12：00、13：00～16：00月曜日～金曜日

（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

ウェブサイト：<https://www.shougakutanki.jp/general/index.html>

※連絡先や受付時間は変更される可能性がありますので、  
最新の情報はウェブサイト上でご確認をお願いします。

---

# 注意喚起情報

## 11.相談・苦情・問い合わせについて

- ・各種お手続きに関するご相談や、苦情のお申出、およびご意見は下記電話番号または、メールアドレスまでお問い合わせください。

<電話でのご相談の場合>

 0120-851-007

受付時間：平日10:00~18:00（土日祝・年末年始を除く）

<メールでのお問い合わせの場合>

[info@micin-insurance.jp](mailto:info@micin-insurance.jp)

## 説明事項ご確認のお願い

この文書は、本商品の概要をご理解いただくために必要な情報や特にご注意いただきたい事項を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願い申し上げます。

特に、

●商品のしくみについて	3
●保障内容について	3
●保険契約の更新について	5
●保険料について	6
●解約と解約返戻金について	7
●契約者配当と契約者貸付について	7
●保険金・給付金をお支払いできない場合について	9
●告知義務について	9
●保険会社へ通知が必要な場合について	11

などは、お申込みに際してぜひご理解いただきたい重要なことですので、特に注意してご覧いただくようお願いいたします。なお、わかりにくい点がありましたら、下記の電話番号にお問い合わせください。

ご契約の際には、「重要事項説明書」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「重要事項説明書」は、本商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載した「契約概要」と、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、少額短期保険会社の財産状態の変化による保険契約への影響の可能性についてなど）を記載した「注意喚起情報」が、記載されているものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
- 記載の取扱いは登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。



MICIN少額短期保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル13階  
<https://micin-insurance.jp/>

保険に関するお問い合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会については、下記へお電話ください。

**0120-851-007**

受付時間:平日10:00~18:00（土日祝・年末年始を除く）